

第3期ツキノワグマ保護管理計画

平成24年度事業実施計画

平成24年3月

兵庫県

目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
(1)	生息状況	1
(2)	被害状況	1
3	推定個体数水準と保護管理方針	2
4	目標達成のための具体的な方策	2
(1)	個体数管理	2
(2)	被害防除	2
(3)	生息地管理	3
(4)	普及啓発	3
(5)	隣接府県間の情報共有化による地域個体群管理	3
(6)	その他の保護管理のために必要な事項	3

1 はじめに

本計画は最新の調査結果等に基づき、平成 24 年度の兵庫県におけるツキノワグマ保護管理のための方策について定めるものである。

2 現 状

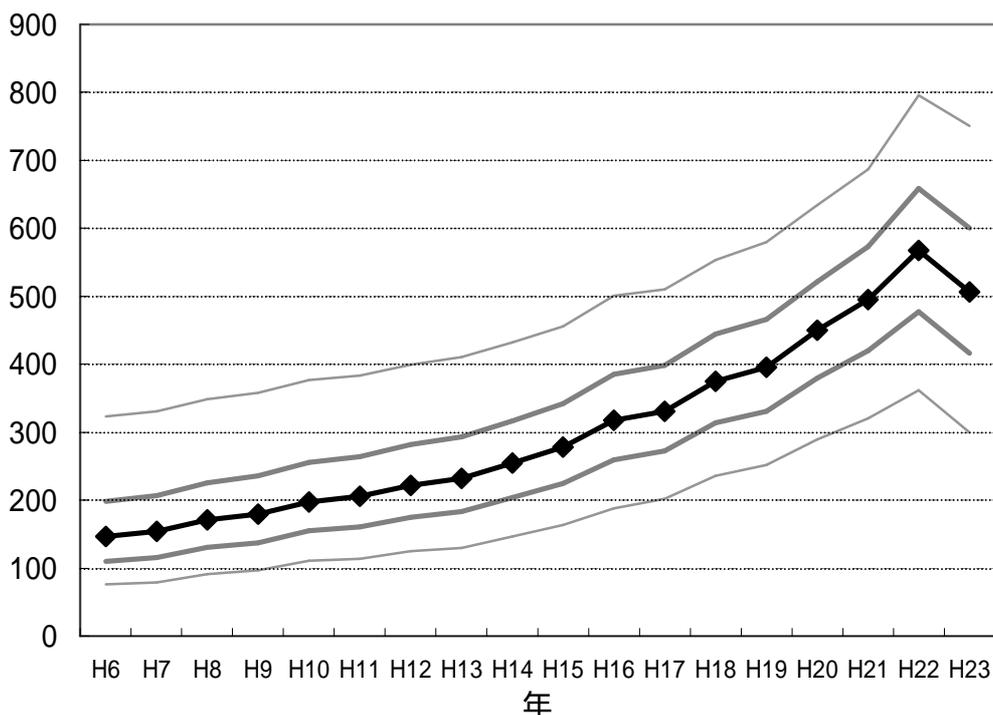
(1) 生息状況

兵庫県下のツキノワグマの生息動向と推定個体数は増加傾向を示しており、推定自然増加率は平成 14 年から 23 年の平均で年 11.5% (豊凶によって 5.7% ~ 15.0%)、平成 23 年当初の段階で、中央値で 506 頭 (90%信頼限界では 300 頭 ~ 751 頭) と推定される。

区 分	推 定 値
推定自然増加率	平均 11.5% (豊凶によって 5.7% ~ 15.0%)
推定個体数	506 頭 (90%信頼限界 300 ~ 751 頭)

なお、平成 23 年当初の推定生息数は、平成 22 年度の有害捕獲個体の殺処分 70 頭などが影響し減少している。

推定生息数



(2) 被害状況

平成 22 年度は県北部を中心に大量出没し、出没情報は 1623 件に達した。果樹を中心とした農作物被害だけでなく、集落の中をクマが歩き回る、玄関を出るとクマが庭のカキの木に登っている、夜間は外に出られないなど、地域によっては日常生活にも大きな影響が出た。平成 23 年度は平成 22 年度と比較すると被害状況は穏やかであるが、平成 24 年 2 月末時点で 348 件の出没情報があり、果樹被害や集落内での目撃も発生している。

また、平成 17 年以降は深刻な人身被害は発生していなかったが、平成 22 年度

は記録のある中では過去最多の4件となり、平成23年度も2件発生している。

3 推定生息数と保護管理方針

平成23年度当初の推定個体数は、中央値で506頭と推定され、第3期ツキノワグマ保護管理計画で定めた推定生息数400頭以上800頭未満の区分に該当する。

このため、平成24年度の保護管理の方針を下記のとおりとする。

平成24年度ツキノワグマ保護管理方針

推定生息数	保護管理の方針
506 (400以上800頭未満)	・有害捕獲個体は、原則殺処分 ・狩猟禁止

4 目標達成のための具体的な方策

(1) 個体数管理

ツキノワグマ出没対応基準

クマが出没した場合の出没対応基準を次のとおりとする。

対応区分	出没状況	対応内容
1	山中での目撃、一時的に人里へ出没した場合	地域住民等への注意喚起
2	出没により、精神被害を含めた被害を発生させた場合	誘引物の除去、防護柵の設置、追い払い等
3	繰り返し出没し、精神被害を含めた被害を発生させた場合	・有害捕獲許可により捕獲する。 ・原則殺処分。ただし、適切な被害対策を行っていない場合で過去に学習放獣されていない場合は学習放獣
4	集落内徘徊など人身被害の危険性が高い場合	有害捕獲許可により捕獲し殺処分

有害捕獲許可により捕獲し殺処分された個体については、森林動物研究センターが回収し、今後のクマの保護管理のための試料とする。

錯誤捕獲された個体は放獣する。ただし、出没対応基準の対応区分3および4に相当する場合は、その基準により対応する。

狩猟の取り扱い
狩猟を禁止する。

(2) 被害防除

誘引物の除去・環境の整備・電気柵等による防御

地域住民が取り組む集落内の不要なカキの木対策、潜み場の刈り払い、新たな防護柵の設置・改善の取り組みを支援する。

クマ出没予防対策モデル集落の対策推進

出没多発集落において、集落が主体となった不要なカキ・クリ等のクマを呼び寄せる誘因物の除去や侵入経路の刈り払い等の環境管理を推進し、地域住民への被害防止普及啓発を徹底しクマ対策を進める。

追い払い・有害捕獲の実施

クマが出没している状況での安全を確保した追い払いを実施するとともに、クマの追い払い活動を支援する。

また、出没対応基準に即した有害捕獲を行う。

学習放獣・追跡の実施

人身事故の防止を図りつつクマの絶滅を防止するため、人里に執着するクマを捕獲し放獣する場合は、人間や人里の怖さを学習させ放獣する。放獣後は夜間追跡調査を行ない、地域住民の安心・安全を確保する。

(3) 生息地管理

県民緑税を活用した森林整備

平成 24 年度 「災害に強い森づくり」実施計画量(平成 24 年度新規着手分)

	野生動物育成林整備		針葉樹林と広葉樹林の混交林整備	住民参画型森林整備
	ハッファーツーン整備	広葉樹林整備		
箇所数	14	9	10	11
面積(ha)	280	90	200	22

面積は1箇所あたりの標準面積に計画箇所数を乗じて算出。

(4) 普及啓発

クマに関する正しい知識の普及に取り組む。

地域住民を対象としたクマ学習会の開催

集落獣害アドバイザーの養成

クマ出没対応・被害対策の現地指導

一般県民を対象としたクマシンポジウムの開催

(5) 隣接府県間の情報共有化による地域個体群管理

出没情報、捕獲・放獣情報について、京都府、鳥取県、岡山県と定期的な情報交換を実施する。

(6) その他の保護管理のために必要な事項

県・市町職員等を対象としたクマ対策研修の実施

ボランティア組織と連携した、誘引物の除去・環境の整備等の実施

シカ・イノシシ有害捕獲におけるクマ誤捕獲対策研修の実施